

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

弁護人中川哲吉の抗告趣意は、憲法三一条違反をいう点を含めて、その実質は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、弁護人打田等の抗告趣意のうち、二は、憲法三一条違反をいうが、刑法二六条の二第二号にいう「其情状重キトキ」の意味が不明確であるということはできないから、所論は前提を欠き、その余は、憲法三一条、三九条違反をいう点を含めて、その実質は単なる法令違反の主張であつて、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年七月二三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	山		亨
裁判官	戸	田		弘
裁判官	中	村	治	朗